

原子力損害賠償紛争審査会 説明資料

平成25年6月22日

福島県双葉町



双葉町の概要

平成23年3月11日時点

■人口 : 7,122人

■世帯数 : 2,611世帯

■面積 : 51.40km²

□避難の経過

H23.3.12 福島県川俣町へ避難



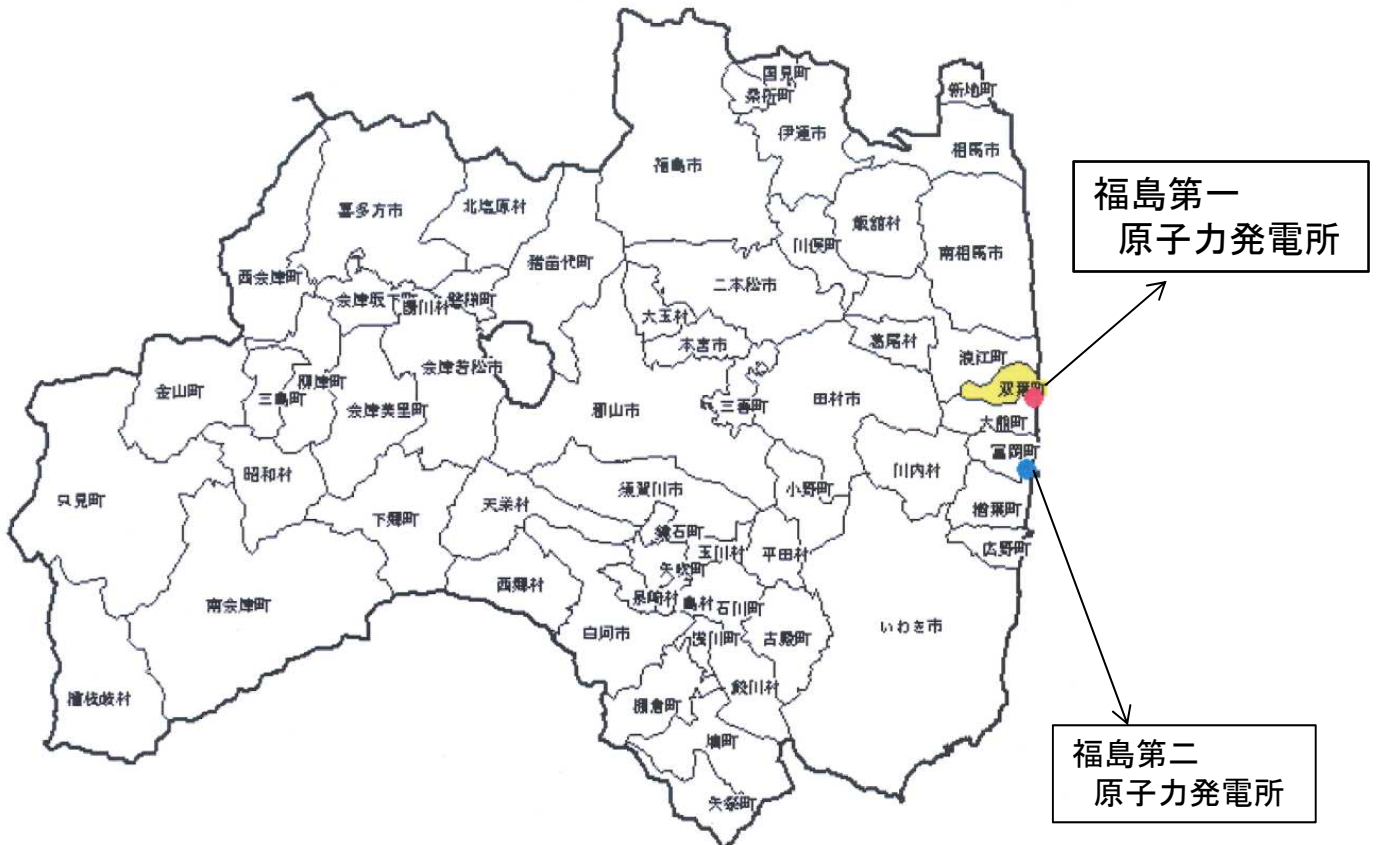
H23.3.19 埼玉県さいたま市
(さいたまスーパーアリーナ)へ避難



H23.3.31 埼玉県加須市
(旧騎西高校)へ避難



H25.6.17 福島県いわき市
へ役場機能移転



町民の避難状況

2013.6.5現在

町民は40都道府県に
分散して避難



合計: 6,914人
福島県内: 3,778人 (54.7%)
福島県外: 3,136人 (45.3%)

双葉町の警戒区域等の見直し結果

■ 双葉町は、帰還困難区域と避難指示解除準備区域に再編
(平成25年5月28日施行)

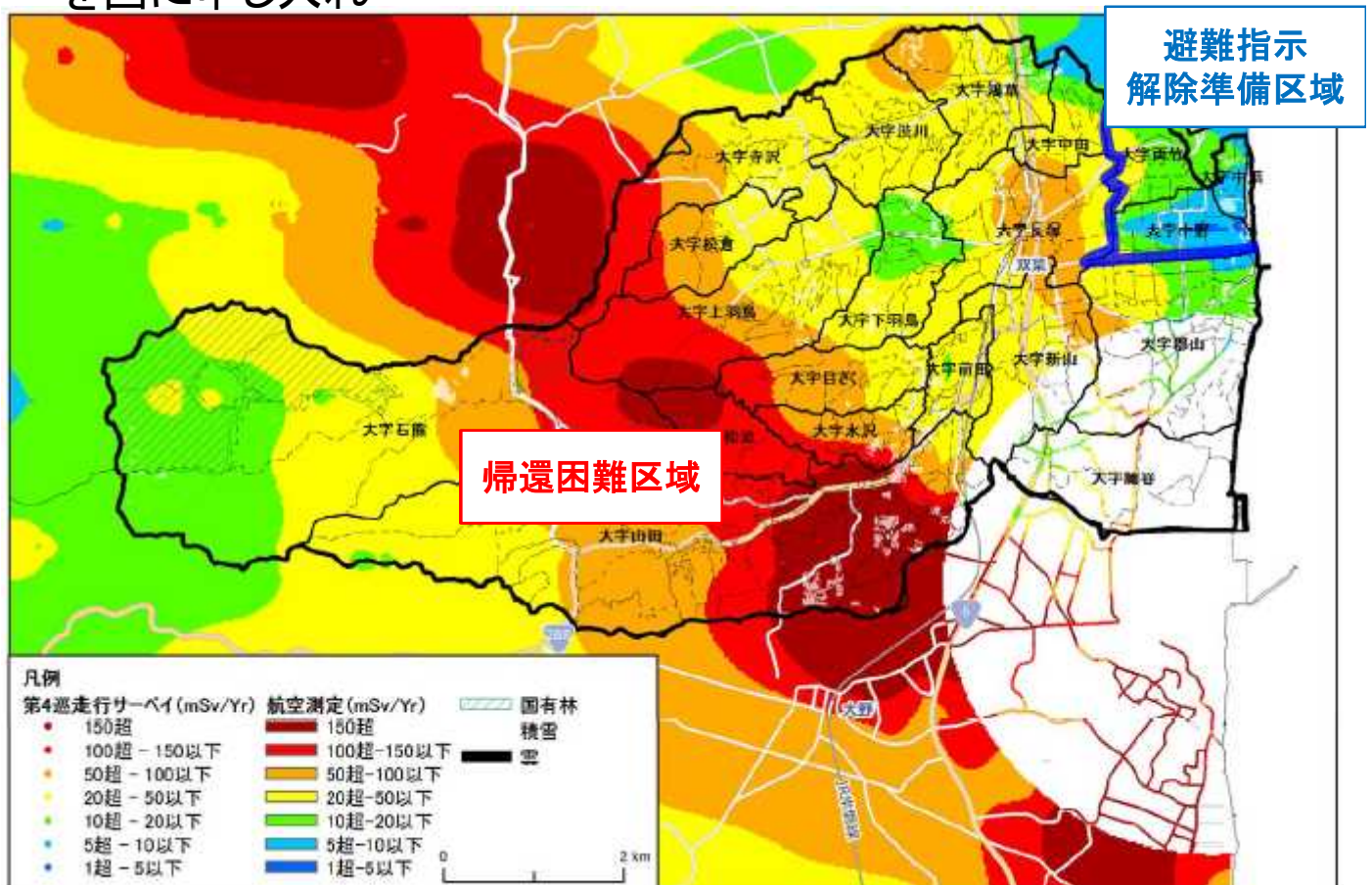
帰還困難区域 (大字両竹、中野、中浜を除く)	2,524世帯 6,830人 (96%)	少なくとも事故後6年間 は帰還困難
避難指示解除準備区域 (大字両竹、中野、中浜)	87世帯 292人 (4%)	避難指示解除見込時期は 帰還困難区域と同一

※人口は平成23年3月11日時点

■ 区域見直しに際して、

- ・避難指示解除の検討は、避難指示解除準備区域についても他の地域と一体として行うこと
- ・双葉町の帰還見通しを明らかとすること

を国に申し入れ

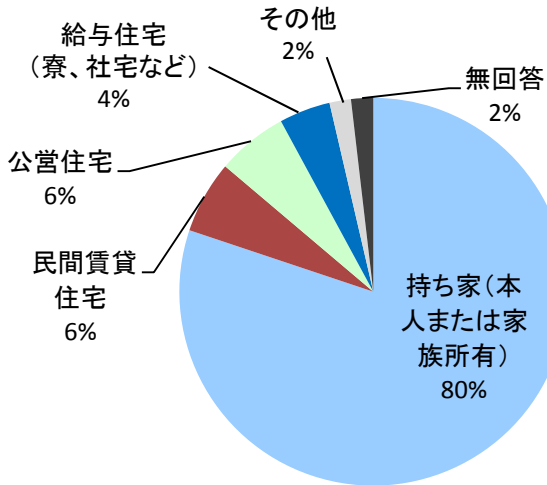


双葉町 2012年3月31日時点の線量分布(2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

町民の避難生活の現状

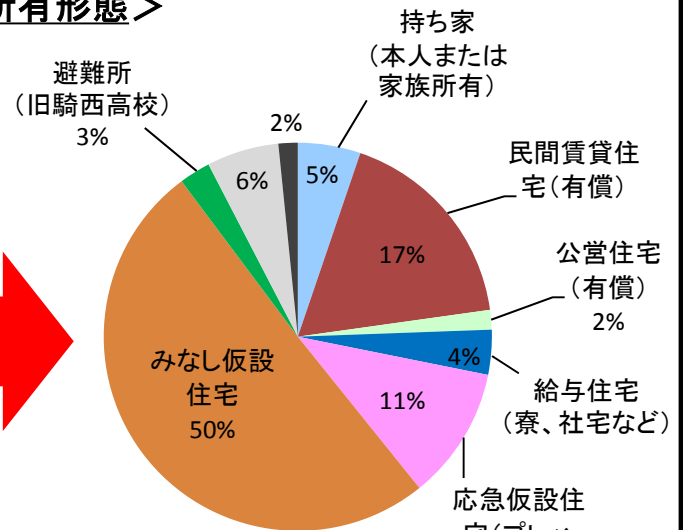
□住まいの状況

<住宅の所有形態>



震災前

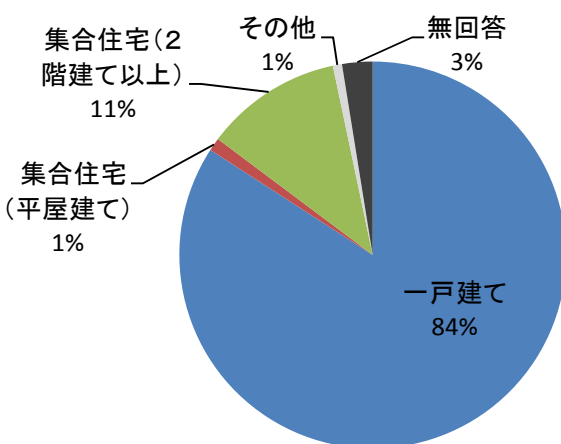
(n = 1,570 世帯主)



震災後

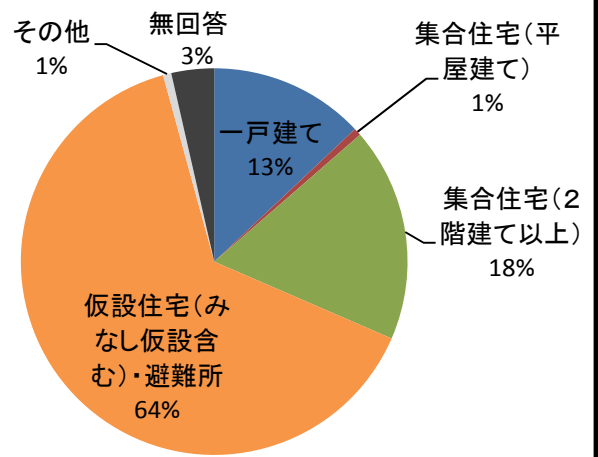
(n = 3,498 中高生以上)

<住宅の建て方>



震災前

(n = 1,570 世帯主)



震災後

(n = 3,498 中高生以上)

【出典：双葉町住民意向調査(H25.2.5公表)】

▲町民の多くは、従前の住まいとは違った不自由な避難生活を強いられている

町民の避難生活の現状

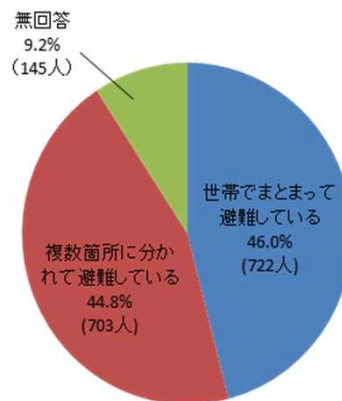
□避難生活の労苦に関する町民の声

※双葉町「7000人の復興会議」における

町民の意見から抜粋

- 避難先のアパートは狭い。
- 仮設住宅では人間らしい生活は送れない。
- 双葉町の家は十分な広さがあった。今の家は、刑務所のような。
- 家族とバラバラになってしまったことがさびしい。
- 親戚に会いに行くにも交通費がかかる。
- 原発事故でみんなバラバラになってしまった。
- 友人が近くにいなくなってしまったので、電話代がかさんでいる。
- いままでの縁が変わってきてしまった。親兄弟すら疎遠になってしまった。
- 人間関係が冷えきってしまった。家族、行政区のつながりも崩れつつある。
- 避難先では畑仕事もできず毎日ストレスがたまるばかり。
- 大切な友人との距離が遠くてさみしい。
- 今までの町の人たちとの付き合いにお金が掛かって困っている。
- 双葉の人と話すとき懐かしくてついつい長電話になってしまう。話さないとストレスになる。
- 避難先で、賠償をもらっているのだろうと中傷を受けている。
- 被災者に対する偏見が強く辛い思いをした。
- 何度も転々とする不安な生活には耐えられない。肉体面はもとより精神面も辛いので負担を軽くして、安定した生活を送りたい。

□世帯分離の状況 (n=1,570人)



【出典：双葉町住民意向調査(H25.2.5公表)】

▲半数近い町民は、家族がバラバラになって避難生活を送っている

■中間指針では

「大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的である。」としている。

■現在の賠償指針の問題点

不自由な避難生活を送っている町民の現状に鑑みて、生活費の費用と合算した精神的損害一人当たり月額10万円は、平穏な暮らしを東京電力福島第一原発事故によって突然に奪われた町民の労苦に見合っているのか、改めて被害者の立場に立って損害額の見直しが必要である。

また、精神的損害については、津波被災地域において、原発事故が起これなければ捜索・救助ができたにもかかわらず、それがかなわなかったことに対する精神的損害も明示されるべきである。

財物賠償に係る課題 ＜現在の賠償基準の現状＞

①建物

築年数が48年を経過したような古い建物の場合、賠償額は数百万円にしかない。同じ広さの建物を新たに建築しようとした場合、賠償額とは4倍近い価格差が生じている。

・築48年以上の建物の賠償上の単価(外構・庭木込)	4.30万円/㎡	平均で 見ても 3.8倍の差
・平成24年の福島県における 木造持家一戸建の平均新築単価	16.22万円/㎡	

②土地

土地については、「固定資産税評価額×1.43」が賠償基準となっている。しかし、

- ①賠償基準の算定式で試算すると、賠償額が当時の購入価格に満たない(5～10年前に購入した土地であっても購入額の6割程度にすぎないケースもある)
- ②双葉町と、町民が最も多く避難しているいわき市を例にとって比較すると、地価公示価格に大きな開きがある。

・双葉町の住宅地価格(平成23年地価公示)	12,300円/㎡・18,500円/㎡	平均で 見ても 2倍の差
・いわき市の住宅地価格(平成25年地価公示)	12,300円/㎡～59,800円/㎡(平均)32,300円/㎡	

※(参考)当面の居住先としていわき市を希望する町民
42.2% (双葉町住民意向調査)

財物賠償に係る課題

■「同等の建物を取得できるような価格」であるか

○地震・津波の被害がない建物が、原発事故の影響によって帰還困難区域とされたことで、管理不能に追いやられている。にもかかわらず、築年数が古いという理由で、低額の賠償額にとどまっている。

○中間指針第2次追補において、「居住用の建物にあつては、同等の建物を取得できるような価格にすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする」とされている。一方で、今回の資源エネルギー庁及び東京電力による賠償基準は、「同等の建物を取得できるような価格」と言えるのか、大いに疑問である。

■生活再建に資する財物賠償の必要性

○双葉町は、町内の大部分が帰還困難区域とされ、少なくとも事故後6年間は避難指示が継続することとされているが、その後についても放射線量の高さ、インフラの状況等に鑑みれば、避難指示の解除には客観的にみて相当な長期間を要せざるを得ないものと思われる。（国に対しては、帰還の見直しを示すよう申し入れ済）

○中間指針は、財物賠償の対象は、「現実に価値を喪失し又は減少した部分」としている。一方で、長期にわたって帰還が困難である地域の住民の中には、新たな土地で当面の生活再建を果たすため、新たな住居の確保を希望する声も大きい。

※双葉町住民意向調査の結果によれば、43.8%の町民が今後の住まいとして「持家」を希望

○しかしながら、指針にある「現実に価値を喪失し又は減少した部分」の賠償にとらわれている、現在の資源エネルギー庁及び東京電力による財物賠償の基準では、町民が希望する場所で、新たに住居を確保するには、不十分である。


○そのため、長期にわたって帰還が困難である住民に対しては、「現実に価値を喪失し又は減少した部分」に加えて、新たな場所で生活再建を果たすことが可能となるような考え方を新たに指針に明示していただきたい。

その他の賠償上の課題

■避難費用(家賃相当)の取扱い

■中間指針第2次追補では

「宿泊費等が賠償の対象となる期間は、避難指示の解除後相当期間経過までとするのが原則であるが、例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる」としている。



財物賠償が不十分である現状において、財物賠償を契機とする家賃賠償の打ち切りは、避難者の住居の安定的な確保を大きく阻害する。避難生活が長期化する地域については、財物賠償の見直しとあわせて、第2次追補の考え方は撤回し、家賃賠償を継続することで被害者の居住の安定が図られるようにしていただきたい。

■事故後6年以降の賠償の取扱い

○中間指針では、事故後6年以降の賠償の取り扱いについては、明示されていない。双葉町は、町内の大部分が帰還困難区域であることから、事故後6年で帰還をすることはかなわず、6年以降も相当な期間にわたり帰還できないことが見込まれる。

そのため、町民が、生活再建の見通しを立てる上でも、事故後6年以降の賠償の取扱いを明らかにしていただきたい。

○その際には、相当な長期間にわたって故郷を離れなくてはならない、場合によっては故郷をあきらめざるをえない、町民の気持ちに寄り添って、適正な賠償の考え方を明らかにしていただきたい。

○あわせて、放射能による健康被害の影響については、いまだ明らかとなっていないことが多いことから、将来にわたって健康被害が生じた際の賠償について、被害者に立証責任を生じさせることのないような配慮をしつつ、賠償の考え方を明らかにしていただきたい。

被害者の実態に沿った賠償指針の見直し等

- 東京電力は、被害者の目線に沿った対応をしているとは言い難い。
- 東京電力に対して、被害者の被害実態に沿った対応を求めるためには、東京電力への指導とあわせて、最低限の基準となっている賠償指針に被害者の被害実態がされているべきである。
- そのため、指針の見直しに際しては、審査会委員に被害者代表を参画させるなど、被害者の意見を十分にくみ取った対応をお願いしたい。

- あわせて、被害者の個別事情に沿った賠償を進めるためには原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の活用が期待される。そのためには、和解仲介手続きの期間を短縮されるよう、ADRの組織体制の充実など、取組を強化していただきたい。

- さらに、消滅時効の取扱いについて、東京電力の運用によることとされているが、被害者の東京電力に対する不信感が根強い中で、時効に対する不安を払しょくするため、法的な担保を明確に定めていただきたい。

被害者の声を聞き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を！